第明治三二十種郵便物認可
△
○
○

平成２２年（フ）第５１０号
静岡市葵区城北２丁目24番19号、前住所静岡市葵区三番町９番地の３チサンマンション103号
破産者　杉山　真人
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０号
大阪府大阪市旭区中宮５丁目15番28号　東洋プラザ城北306号、破産手続開始決定時の住所三重県名張市百合が丘西４番町102番地
破産者　揚子江ラーメンこと　野村　甲作
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１７０号
滋賀県東近江市川合町1038番地
破産者　木澤九米一
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０号
滋賀県長浜市大宮町５番７号
破産者　藤井　敏一
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８２６６号
大阪府高槻市津之江町１丁目14番３号
破産者　松本　夏枝
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０６０号
大阪府門真市南野口町10番13―211号
破産者　仲地　知子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８１号
堺市南区三原台１丁３番30―204号、開始決定時の住所堺市南区深阪南299番地17
破産者　大伸材木店こと　岸　　駿二
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８３９号
大阪府高石市取石５―10―12、住民票上の住所堺市西区浜寺船尾町東４丁36番地
破産者　柏　　進
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鳥取県倉吉市山根626番地７、開始決定時の住所鳥取県倉吉市海田西町２丁目130番地
破産者　古川　　優
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第９９号
福岡県飯塚市口原756番地２
破産者　田中　雄一
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２６２３号
札幌市北区新川西３条６丁目７番16号、開始決定時の住所札幌市西区平和１条６丁目９番７号
破産者　斉藤　信和
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４８７号
青森市安方２丁目12番14―1001号
破産者　下川原晶夫
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
栃木県下野市駅東７丁目11番７号
破産者　永田　忠也
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２２３号
富山県中新川郡上市町柿沢367番地２
破産者　久保　紀満
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
奈良県大和郡山市小泉町東３丁目13番地９
破産者　西山興産こと　西山　浩巳
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

免責許可決定

平成２２年（フ）第８４７号
栃木県宇都宮市駒生町1480番地１　駒西ハイツⅡ101、前住所栃木県宇都宮市雀の宮５丁目７番26号
破産者　水沼　香代
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５２号
栃木県宇都宮市江曽島４丁目290番地18　トラッドマルサⅠ―102
破産者　齊藤　初幸
1　決定年月日　平成23年１月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７９４号
栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＤ1202、前住所栃木県宇都宮市戸祭３丁目４番15号　宇都宮プラザＤ310号室
破産者　髙山　英二
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１３号
栃木県日光市今市734番地
破産者　佐藤ハルイ
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係